

注1 イについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児通園施設において、指定施設支援を行った場合は、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、ロを算定している場合は、算定しない。

イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

第3 盲ろうあ児施設支援

1 盲ろうあ児施設給付費（1日につき）

イ 指定盲児施設の場合

(1) 入所定員が5人の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 534単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 606単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 422単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 606単位

(3) 入所定員が10人の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 422単位
- (二) 当該施設が主たる施設であるとき 1,250単位
- (三) 当該施設が単独施設であるとき 606単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 378単位
- (二) 当該施設が主たる施設であるとき 930単位
- (三) 当該施設が単独施設であるとき 606単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 363単位
- (二) 当該施設が主たる施設であるとき 777単位
- (三) 当該施設が単独施設であるとき 606単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 351単位
- (二) 当該施設が主たる施設であるとき 720単位
- (三) 当該施設が単独施設であるとき 606単位

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 333単位
- (二) 当該施設が主たる施設であるとき 606単位
- (三) 当該施設が単独施設であるとき 606単位

(8) 入所定員が31人以上40人以下の場合

- (一) 当該施設が主たる施設であるとき 543単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 543単位

(9) 入所定員が41人以上50人以下の場合

- (一) 当該施設が主たる施設であるとき 480単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 480単位

(10) 入所定員が51人以上60人以下の場合

- (一) 当該施設が主たる施設であるとき 466単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 466単位

(11) 入所定員が61人以上70人以下の場合

- (一) 当該施設が主たる施設であるとき 451単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 451単位

(12) 入所定員が71人以上80人以下の場合

- (一) 当該施設が主たる施設であるとき 436単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 436単位

(13) 入所定員が81人以上90人以下の場合

- (一) 当該施設が主たる施設であるとき 421単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 421単位

(14) 入所定員が91人以上の場合

- (一) 当該施設が主たる施設であるとき 405単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 405単位

ロ 指定ろうあ児施設の場合

(1) 入所定員が5人の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 534単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 602単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 442単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 602単位

(3) 入所定員が10人の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 442単位
- (二) 当該施設が主たる施設であるとき 1,240単位
- (三) 当該施設が単独施設であるとき 602単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 379単位
- (二) 当該施設が主たる施設であるとき 923単位
- (三) 当該施設が単独施設であるとき 602単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 366単位
- (二) 当該施設が主たる施設であるとき 775単位
- (三) 当該施設が単独施設であるとき 602単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 348単位
- (二) 当該施設が主たる施設であるとき 675単位
- (三) 当該施設が単独施設であるとき 602単位

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合

- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 336単位
- (二) 当該施設が主たる施設であるとき 602単位
- (三) 当該施設が単独施設であるとき 602単位

(8) 入所定員が31人以上40人以下の場合

- (一) 当該施設が主たる施設であるとき 540単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 540単位

(9) 入所定員が41人以上50人以下の場合

- (一) 当該施設が主たる施設であるとき 477単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 477単位